

議案第 87 号

南あわじ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 1 月 2 1 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

南あわじ市老人福祉センター条例（平成 17 年南あわじ市条例第 100 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 あづま荘の項を削る。

別表第 2 あづま荘の部を削り、同表中「ゆずるは荘」を「ゆづるは荘」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定（「ゆずるは荘」を「ゆづるは荘」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

南あわじ市老人福祉センター条例新旧対照表

現 行				改 正 案				備 考
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）				
名称		位置		名称		位置		
緑老人福祉センター～亀岡荘 略				緑老人福祉センター～亀岡荘 略				
あづま荘		南あわじ市阿万東町680番地		ゆづるは荘		南あわじ市賀集牛内662番地3		
ゆづるは荘		南あわじ市賀集牛内662番地3						
別表第2（第9条関係）				別表第2（第9条関係）				
施設名	区分	使用料(円)	単位	施設名	区分	使用料(円)	単位	
緑老人福祉センター～亀岡荘 略				緑老人福祉センター～亀岡荘 略				
あづま荘	教養娯楽室	100	1時間当	ゆづるは荘	大広間	250	1時間当	
	生活相談室	100	たり		教養娯楽室	50	たり	
	集会室	550			健康相談室	100		
ゆづるは荘	大広間	250	1時間当					
	教養娯楽室	50	たり					
	健康相談室	100						
備考 略				備考 略				

